

# 松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例

## 目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 太陽光発電設備の設置の許可等（第6条—第24条）

第3章 不適正な太陽光発電設備の設置に対する措置等（第25条—第29条）

第4章 雑則（第30条・第31条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、松本市ゼロカーボン実現条例（令和4年条例第24号）第11条の規定に基づき、市域における太陽光発電設備の設置、維持管理等に関し必要な事項を定めることにより、再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス排出削減の流れを加速させ、自然環境及び生活環境の保全を図りながら、太陽光発電設備の適正な導入を促すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備をいう。

(2) 発電事業 太陽光発電設備を用いて発電を行う事業をいう。

(3) 発電事業者 発電事業を行う者をいう。

(4) 設置事業 太陽光発電設備及び発電事業に必要な附帯設備（次に掲げる設備に係るものを除く。以下「太陽光発電設備等」という。）を設置する事業並びにこれらを設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を行う事業をいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置する太陽光発電設備

イ 標識、照明その他これらに類するものに附属して設置する太陽光発電設備

ウ 河川監視設備その他の災害の防止に資する設備に附属して設置する太陽光発電設備

エ 発電出力が10キロワット未満（同一又は共同の関係にあると認められる発電事業者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備の合算した発電出力が10キロワット以上となる場合は除く。）の太陽光発

電設備（第6条に規定する禁止区域及び第7条に規定する抑制区域以外に設置するものに限る。）

(5) 設置事業者 設置事業を計画し、これを行う者をいう。

(6) 事業区域 設置事業及び発電事業を行う一団の土地（太陽光発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵塀等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。ただし、次に掲げる区域は、事業区域に含めるものとする。

ア 設置事業の実施に当たり、他法令の許可、認可等を同時期に受ける区域

イ 物理的形狀又は所有者若しくは事業者の形態によって一体と認められる区域

(7) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。

ア 事業区域の境界から50メートル以内の区域（以下「近隣区域」という。）に居住し、又は土地若しくは建物を所有する者

イ 賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者

ウ 近隣区域をその区域に含む町会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）の区域に居住する者

(8) 工事施工者 設置事業に関する工事を請け負った者又は請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。

(9) 営農型太陽光発電設備 営農が継続可能な状態で農地の上部空間に設置される太陽光発電設備をいう。

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条 発電事業者、設置事業者及び工事施工者（以下「発電事業者等」という。）は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止し、自然環境、生活環境及び景観に十分配慮し、近隣住民等と良好な関係を保つものとする。

（近隣住民等の責務）

第5条 近隣住民等は、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 太陽光発電設備の設置の許可等

（禁止区域）

第6条 設置事業者は、次に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）において設置事業を実施してはならない。ただし、国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が設置事業を実施する場合は、この限りでない。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地

(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物の敷地、同法第57条第1項の規定により文化財登録原簿

に登録された建造物の敷地、同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の区域、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観及び同法第142条の規定により定めた伝統的建造物群保存地区

- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画において定められた同条第2項第1号の森林の区域及び同法第25条第1項の規定により指定された保安林
- (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園の区域のうち、同法第20条第1項の規定により指定された特別地域（同法第36条第1項の規定により指定された集団施設地区を除く。）
- (5) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (6) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域及び同法第56条第1項の規定により指定された河川予定地
- (7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (8) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により定める市の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地等として利用する土地の区域（営農型太陽光発電設備に係る設置事業を実施する農用地等を除く。）
- (9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (10) 長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第7条第1項の規定により指定された特別地域
- (11) 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により指定された長野県宝及び同条例第30条第1項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝又は長野県天然記念物に係る区域
- (12) 松本市文化財保護条例（昭和51年条例第41号）第3条の規定により指定された松本市重要文化財、松本市特別史跡、松本市特別名勝又は松本市特別天然記念物及び同条例第6条の規定により登録された松本市登録文化財（建造物に限る。）に係る区域  
（抑制区域）

第7条 設置事業者は、次に掲げる区域（以下「抑制区域」という。）において設置事業を実施しようとするときは、災害の防止又は自然環境等の保全のため特に配慮を要するものとする。

- (1) 自然公園法第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園のうち、同法第33条第1項の普通地域（同法第36条第1項の規定により指定された集団施設地区を除く。）
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定により指定された

都市計画区域において定められた同法第8条第1項第7号の風致地区

- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区及び同法第29条第1項の規定により指定された特別保護地区
- (5) 山地災害危険地区調査について（昭和53年7月17日付け53林野治第1817号林野庁長官通達及び昭和54年7月18日付け54林野治第1842号林野庁長官通達）により指定された山地災害危険地区
- (6) 長野県立自然公園条例第3条第1項の規定により指定された長野県立自然公園のうち、同条例第7条第1項の規定により指定された特別地域以外の区域
- (7) 長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第7条第1項の規定により指定された長野県自然環境保全地域及び同条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域
- (8) 長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）第11条第1項の規定により指定された水道水源保全地区
- (9) 長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第23条第1項の規定により指定された生息地等保護区
- (10) 長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）第9条第1項の規定により指定された水資源保全地域  
（事前申請）

第8条 第13条第1項の規定による申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、当該申請をする前に、規則で定めるところにより、設置事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を市長に届け出なければならない。

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 申請予定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業区域の場所及び面積
- (3) 設置する太陽光発電設備の発電出力
- (4) 自然環境の保全のための方策
- (5) 生活環境の保全のための方策
- (6) 景観の保全のための方策
- (7) 前各号に定めるもののほか規則で定める事項

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨及び事業計画の内容を公表し、申請予定者に対し、届出を受理した旨を通知するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、前項の通知に意見を付することができる。

（近隣住民等への説明及び意見の聴取）

第9条 申請予定者は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、近隣住民等に対し事業計画の周知を図るため、事業区域において公衆の見やすい場所に当該事業計画

の内容を掲示しなければならない。

- 2 申請予定者は、前項の規定による掲示をした日の翌日から起算して14日を経過した日以後に、規則で定めるところにより、事業計画に係る説明会を開催しなければならない。
- 3 近隣住民等及び事業計画について意見を有する者（以下「意見を有する住民等」という。）は、前項の説明会が終了した日の翌日から起算して30日を経過する日までの間、申請予定者に対し事業計画に係る意見書を提出することができる。
- 4 申請予定者は、第2項の説明会における参加者の意見及び前項の規定により提出された意見書に係る意見（次項及び第13条第2項において「意見」という。）に対し、誠実に回答しなければならない。
- 5 申請予定者は、前項の規定による回答の内容（意見がなかったときは、その旨）を記載した書面を市長に提出するとともに、当該回答の内容を、近隣住民等（事業区域に抑制区域が含まれる場合は、意見を有する住民等。以下この項において同じ。）の相当数が知り得ると認められる方法により、当該近隣住民等に周知し、協議しなければならない。
- 6 申請予定者は、前項の規定による協議を終了したとき（複数の協議を実施した場合は、全ての協議を終了したとき）は、規則で定めるところにより、その結果を記載した書面（以下「協議報告書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、前2項の書面の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、当該書面に記載された内容を公表するものとする。

（環境保全措置の検討）

第10条 申請予定者は、事業区域に抑制区域が含まれる場合は、実施しようとする設置事業が環境に及ぼす影響について調査を行い、当該設置事業に係る自然環境の保全のための措置を検討しなければならない。

（景観保全措置の検討）

第11条 申請予定者は、事業区域に抑制区域が含まれる場合は、実施しようとする設置事業が景観に及ぼす影響について調査を行い、当該設置事業に係る景観の保全のための措置を検討しなければならない。

（土砂災害に係る情報の集約）

第12条 申請予定者は、事業区域に土砂災害警戒区域又は山地災害危険地区が含まれる場合は、事業区域近隣の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所及び当該指定避難所への避難経路を把握しなければならない。

（設置事業の許可）

第13条 設置事業者は、設置事業を行おうとするときは、事業計画について、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請し、許可（以下「設置許可」という。）を受けなければならない。

- 2 設置許可を受けようとする設置事業者は、第9条第6項の協議報告書を提出した日（意見がなかった場合は、同条第5項の書面を提出した日）から起算して1年以内に、

規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 設置事業者は、前項の事業計画書に記載する事業計画に次に掲げる事項を定めなくてはならない。

- (1) 設置事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業区域の場所及び面積
- (3) 工事施工者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (4) 設置事業の完了後における土地の形状
- (5) 太陽光発電設備等を設置する位置
- (6) 設置する太陽光発電設備等の構造
- (7) 設置事業の期間及び工程
- (8) 設置する太陽光発電設備の発電出力
- (9) 自然環境の保全のための措置
- (10) 景観の保全のための措置
- (11) 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (12) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置
- (13) 前2号に掲げるもののほか、災害及び事故による被害を防止するための措置
- (14) 設置事業の実施に必要となる法令及び他の条例に基づく許認可の取得に関する計画
- (15) 設置事業の完了後における太陽光発電設備等の維持管理に関する計画
- (16) 発電事業終了後の太陽光発電設備等の撤去及び撤去費用の確保に関する計画
- (17) 前各号に定めるもののほか規則で定める事項

4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかに申請に係る書類を公表するものとする。

（設置許可の基準）

第14条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る事業計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。

- (1) 事業区域に禁止区域を含まないこと。
- (2) 自然環境を害するおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。
- (3) 景観を阻害するおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。
- (4) 造成を行う場合、規則で定める基準に適合していること。
- (5) 雨水排水施設等が規則で定める基準に適合していること。
- (6) 崖面の保護が規則で定める基準に適合していること。
- (7) 道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。
- (8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他

近隣住民等の生活環境を保全するための措置が規則で定める基準に適合していること。

- (9) 設置する太陽光発電設備等が電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。
- (10) 市の総合計画、環境基本計画、景観計画その他の計画（国又は長野県が策定する計画であって、本市に適用があるものを含む。）に適合していること。
- (11) 第9条第1項に規定する掲示、同条第2項に規定する説明会、同条第4項に規定する回答並びに同条第5項に規定する周知及び協議を適切に行っていること。
- (12) 不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。

2 市長は、設置許可をしたときは、その旨を公表するものとする。

（変更の許可）

第15条 設置許可を受けた設置事業者（以下「許可事業者」という。）は、当該設置許可の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、市長に申請し、許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第8条から第12条まで及び前条の規定は、変更許可について準用する。

3 許可事業者は、第1項ただし書の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（標識の設置）

第16条 許可事業者は、設置許可を受けた設置事業（以下「許可事業」という。）を実施している間、当該許可事業の事業区域において公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。

（関係書類の閲覧）

第17条 許可事業者は、許可事業を実施している間、近隣住民等の求めに応じ、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを閲覧させなければならない。

2 発電事業者は、許可事業により設置された太陽光発電設備等による発電事業を実施している間、近隣住民等の求めに応じ、前項の書類を閲覧させることができるよう、当該書類の保存に努めなければならない。

（着手の届出）

第18条 許可事業者は、許可事業に着手しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を公表するものとする。

（完了の届出）

第19条 許可事業者は、許可事業を完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を公表するものとする。

（許可の取消し）

第20条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条第1項の設置許可及び第15条第1項の変更許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
- (2) 設置許可又は変更許可に係る事業計画に従わないで許可事業を実施したとき。
- (3) 設置許可又は変更許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに許可事業に着手しなかったとき。
- (4) 設置許可又は変更許可を受けた日から起算して5年を経過した日までに許可事業を完了しなかったとき。
- (5) 第28条に規定する命令に従わなかったとき。

(定期報告)

第21条 発電事業者は、設置事業が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

- (1) 発電事業に係る太陽光発電設備等の前年度の維持管理の状況
- (2) 第13条第3項第16号の撤去費用の確保の状況

2 前項の規定による報告は、発電事業を終了した後に必要となる措置が完了するまで行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による報告があったときは、その内容を公表するものとする。

(事故等の報告)

第22条 発電事業者又は許可事業者は、事故又は土砂災害その他の災害により、発電事業に係る太陽光発電設備等に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(廃止の届出)

第23条 発電事業者は、発電事業を終了し、太陽光発電設備等を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を公表するものとする。

(発電事業及び許可事業の承継)

第24条 発電事業者又は許可事業者から譲渡、相続、合併その他の理由によりその地位を承継した者は、規則で定めるところにより、承継した日から起算して30日以内に市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。

### 第3章 不適正な太陽光発電設備の設置に対する措置等

(報告の徴収及び立入調査)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、発電事業者等に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は発電事業者等の事務所若しくは事業区域に立ち入って必要な調査(以下「立入調査」という。)をすることができる。

2 前項の立入調査を実施する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、発電事業者等に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第27条 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

- (1) 第13条の設置許可を受けないで、設置事業を実施する者
- (2) 第13条の設置許可及び第15条の変更許可の内容に適合しない設置事業を実施した者
- (3) 第15条の変更許可を受けないで、第13条の設置許可の内容を変更して設置事業を実施する者
- (4) 第21条の定期報告をせず、又は定期報告について虚偽の報告をした者
- (5) 第22条の事故等の報告をせず、又は事故等の報告について虚偽の報告をした者
- (6) 第25条の報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者
- (7) 第25条の立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (8) 前条の指導及び助言に正当な理由なく従わない者
- (9) 設置した太陽光発電設備等の維持管理が適切になされておらず、又は極めて不完全であることに起因して災害が発生し、又は自然環境若しくは生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認める場合において、発電事業を実施している者

(命令)

第28条 市長は、前条に規定する勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第29条 市長は、第20条の規定により設置許可若しくは変更許可を取り消したとき、又は前条に規定する命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨及び当該者の氏名又は名称を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者に対しその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

#### 第4章 雑則

(国等の特例)

第30条 国等が設置事業をしようとするときは、設置許可を受けることを要しない。この場合において、国等は、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行し、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する設置事業（施行日の際現に設置されている太陽光発電設備の増設、改修等に係るものを含む。）から適用する。
- 2 第21条から第29条までの規定は、設置事業に着手した時期にかかわらず、全ての発電事業者について適用するものとする。